

議案第88号

勝山市企業振興条例の全部改正について

勝山市企業振興条例の全部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

中部縦貫自動車道の全線開通見込みや深刻な人手不足など、企業を取り巻く状況の変化に的確に対応し、勝山市における企業立地を促進するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市企業振興条例

勝山市企業振興条例（昭和 59 年勝山市条例第 13 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における企業の規模拡大、事業継続及び企業誘致を図るため必要な奨励措置を講じ、もって産業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 企業がその事業の用に直接供するために設置する工場、事務所、研究所、ホテル、販売所、倉庫及びその他の施設をいう。
- (2) 新設 市内に工場等を有しない企業が市内に工場等を設置すること、又は市内に工場等を有する企業が、その現に営む業種と産業分類の中分類において異なる事業の用に供する工場等を新たに設置することをいう。
- (3) 増設 現に市内に工場等を有する企業が、規模を拡大する目的で工場等を拡張し、又は市内に新たに当該工場等と同一業種の工場等を設置することをいう。
- (4) 移設 市内に工場等を有する企業が、規模を拡大する目的で既存工場等を廃止し、当該工場等と同一業種の工場等を市内の他の場所に設置することをいう。
- (5) 建設等 工場等の新設、増設及び移設をいう。

（奨励措置）

第 3 条 市長は、勝山市内で工場等の建設等をする企業で、この条例の目的に合致すると認めるものに対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

- (1) 助成金の交付
 - (2) 工場等の建設等に必要な用地及び雇用の確保に関する協力
 - (3) その他市長が必要と認める措置
- (奨励措置の停止等)

第4条 市長は、企業が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な行為をしたとき。
- (2) 5年以内に助成金に係る事業を中止し、又は廃止したとき。ただし、当該事業に係る業務全般並びに全雇用者の継続及び維持が条件で他企業に譲渡し、当該事業が継続される場合は、この限りでない。
- (3) 助成対象である家屋、設備及び機械の投下固定資産について、減価償却期限前に売却処分するなど、規則で定める助成金の交付要件を満たさなくなったとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の勝山市企業振興条例第5条の指定を受けている者に対する奨励措置については、なお従前の例による。